

波瀬財産区

平成24年3月19日付け津市監査委員告示第2号公表分

監査の結果	関係団体への関与について、波瀬財産区を所管する波瀬出張所の職員は、同出張所内において、ある財団法人名義の預金通帳及び印鑑を保管していたが、法令に基づくことなく地方公共団体の所有に属しない現金等の保管を禁じた地方自治法235条の4第2項の趣旨に照らし、望ましいものではないことから、当該団体の理解と協力を得て、職員による関与が必要最小限となるよう、その見直しに取り組まれたい。
措置の内容	財団法人名義の預金通帳及び印鑑の保管については、同団体において行うこととした。